

担 当	函館公共職業安定所
	所 長 横浜 康東
	雇用開発部長 田村 修一
	電話（0138）88-1317

平成29年 障害者雇用状況の集計結果

（平成29年6月1日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の平成29年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館所	北海道	全国	函館所	北海道	全国
民間企業	% 2.0	% 2.12	% 2.13	% 1.97	% 55.2	% 54.1	% 50.0
地方公共団体等の機関	% 2.3	% 2.53	% 2.56	% 2.49	% 94.4	% 95.2	% 89.0
独立行政法人等	% 2.3	% 5.37	% 2.19	% 2.40	% 100	% 81.8	% 78.3

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（50人以上規模の企業）】（法定雇用率2.0%）

- 集計企業数は **232社**（対前年比0.9%、2社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は **33,346.0人**（対前年比3.2%、1022.5人増加）
- 雇用されている障害者の数は **705.5人**（対前年比10.9%、69.5人増加）
- 実雇用率は **2.12%**（対前年比0.15ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は **55.2%**（対前年比6.9ポイント上昇）

【 公的機関 】（法定雇用率 2.3%）

実雇用率は **2.53%**（対前年比 0.14 ポイント上昇）

法定雇用率達成機関の割合は **94.4%**（対前年比 5.5 ポイント上昇）

【独立行政法人等】（法定雇用率 2.3%）

実雇用率は **5.37%**（対前年比 0.07 ポイント低下）

法定雇用率達成機関の割合は **100%**（対前年と同じ）

このため、函館公共職業安定所では、

民間企業については、

- ◎ 障害者の就職者数は増加しておりますが、44.8%の企業が法定雇用率を達成していないため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。
- ◎ また、当所では、上記の法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害を持つ求職者の紹介、雇い入れに対する助成、福祉施設等の関係機関と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、法定雇用率未達成企業に対する障害者の雇い入れ支援にも努めてまいります。

地方公共団体については、

- ◎ 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力的に実施してまいります。

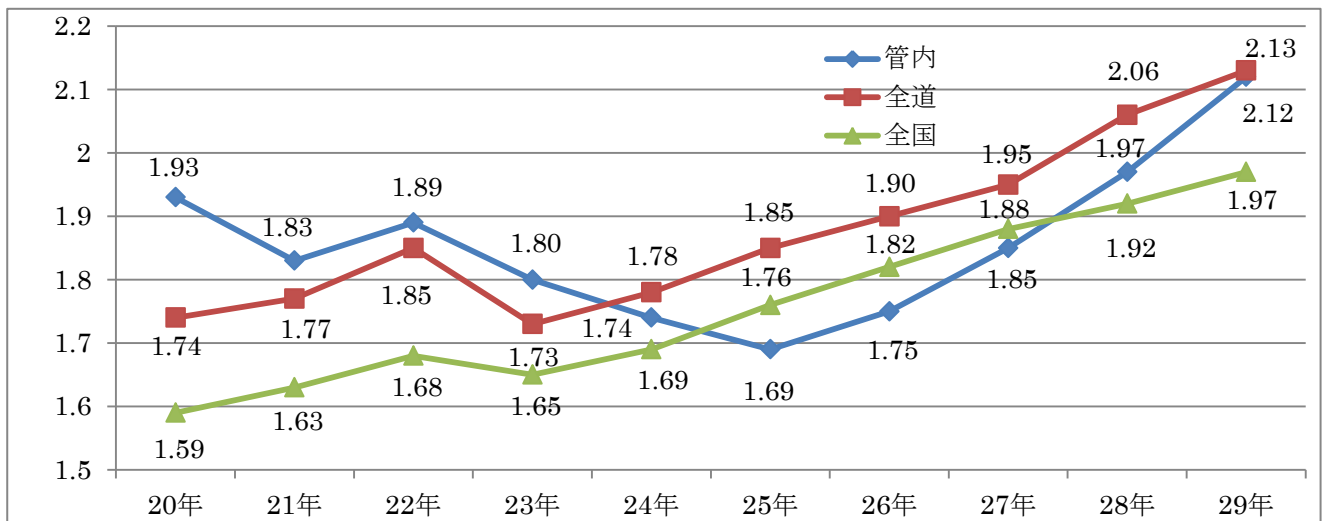
Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	対象 企業数	達成 企業 数	対 象 労 働 者 数 (人)	雇用障害者数					実雇用 率 (%)	雇用 率達 成企 業割 合 (%)	
				A 重度障害 者 (人)	B 重度障 害者で ある短 時間労 働者 (人)	C 重度障 害者以 外の 障害者 (人)	D 重度障 害者以 外の短 時間労 働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
函 館	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2
	28年	230	111	32,323.5	136	14	320	60	636.0	1.97	48.3
北海道	29年	3,288	1,778	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	54.1
	28年	3,257	1,677	610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	51.5
全 国	29年	91,024	45,553	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	1.97	50.0
	28年	89,359	43,569	24,650,200.5	109,765	14,283	218,564	43,994	474,374.0	1.92	48.8

- 注) 1 対象労働者数は、対象企業の常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種を考慮して定められた一定率(除外率)相当数を除いて得られた労働者数。
- 2 「雇用障害者数」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 A及びC欄は週の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満規模」が2.18%と最も高く、次いで「300～500人未満規模」が2.17%となっている。一方で、「50～100人未満規模」が最も低く1.96%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「300～500人未満規模」が64.3%と最も高く、「50～100人未満規模」が最も低く47.9%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「50～100人未満規模」「300～500人未満規模」「500人以上規模」の企業で上昇し、「100～300人未満規模」の企業で低下となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「300～500人未満規模」で前年より低下し、それ以外の企業では前年より上昇となっている。

雇用されている障害者数は、「50～100人未満規模」で前年比43.0人増、「100～300人未満規模」で同11.0人増、「300～500人未満規模」で同22.5人増、「500人以上規模」で同7人減少し、合計では同69.5人の増加となっている。

第3表 企業規模別の状況

区分	対象 企業 数	達成 企業数	対 象 労 働 者 数 (人)	雇用障害者数					実雇用 率 (%)	雇用率 達成企 業割合 (%)	
				A 重度障 害者 (人)	B 重度障 害者で ある短 時間労 働者 (人)	C 重度障 害者以 外の 障害者 (人)	D 重度障 害者以 外の短 時間労 働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
50～ 100人未満	29年	117	56	8,039.5	33	4	80	15	157.5	1.96	47.9
	28年	119	43	8,053.5	20	3	67	9	114.5	1.42	36.1
100～ 300人未満	29年	91	58	13,285.5	56	5	157	31	289.5	2.18	63.7
	28年	88	55	12,611.0	59	4	147	19	278.5	2.21	62.5
300～ 500人未満	29年	14	9	4,493.5	24	4	36	19	97.5	2.17	64.3
	28年	12	8	3,668.0	18	4	25	20	75.0	2.04	66.7
500人 以上	29年	10	5	7,527.5	35	4	81	12	161.0	2.14	50.0
	28年	11	5	7,991.0	39	3	81	12	168.0	2.10	45.5
合計	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2
	28年	230	111	32,323.5	136	14	320	60	636.0	1.97	48.3

注) 第1表と同じ

(2) 産業別雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「サービス業」が2.95%（前年1.98%）と最も高く、次いで「運輸業」2.53%（同1.88%）となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「サービス業」で87.5%と最も高く、次いで「運輸業」の60.0%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「卸売小売業」のみ低下し、それ以外の業種では上昇した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「製造業」、「卸売小売業」では低下し、それ以外の業種では上昇した。

雇用されている障害者数は、「製造業」、「運輸業」、「飲食店宿泊業」「医療福祉」、「サービス業」では増加、「その他」の業種では変動なく、「卸売小売業」では減少した。

第4表 産業別の状況

区分	対象企業数	達成企業数	対象労働者数 (人)	雇用障害者数					実雇用率 (%)	雇用率達成企業割合 (%)	
				A 重度障害者 (人)	B 重度障害者である短時間労働者 (人)	C 重度障害者以外の障害者 (人)	D 重度障害者以外の短時間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
製造業	29年	52	29	5,989.5	34	0	79	2	148.0	2.47	55.8
	28年	53	31	6,078.5	31	0	79	3	142.5	2.34	58.5
運輸業	29年	20	12	2,252.5	15	1	25	2	57.0	2.53	60.0
	28年	22	8	2,184.0	10	0	20	2	41.0	1.88	36.4
卸売小売業	29年	43	17	6,813.0	15	0	58	19	97.5	1.43	39.5
	28年	42	18	6,451.0	17	1	56	19	100.5	1.56	42.9
飲食店宿泊業	29年	12	7	1,299.0	3	0	10	8	20.0	1.54	58.3
	28年	11	4	1,303.5	2	1	6	7	14.5	1.11	36.4
医療福祉	29年	61	36	11,418.0	42	10	134	27	241.5	2.12	59.0
	28年	57	27	10,758.5	48	6	109	16	219.0	2.04	47.4
サービス業	29年	16	14	2,002.0	9	5	28	16	59.0	2.95	87.5
	28年	15	10	1,815.5	3	3	22	10	36.0	1.98	66.6
その他	29年	28	13	3,572.0	30	1	20	3	82.5	2.31	46.4
	28年	30	13	3,732.5	25	3	28	3	82.5	2.21	43.3
合計	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2
	28年	230	111	32,323.5	136	14	320	60	636.0	1.97	48.3

注) 第1表と同じ

「その他」は建設業、熱供給業、情報通信、金融保険、不動産、生活関連サービス・娯楽業、教育学習支援複合サービス

Ⅲ 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は**120.0人**(前年比6.0人増)、実雇用率は**2.53%**となり、実雇用率で前年から0.14ポイント上昇した。

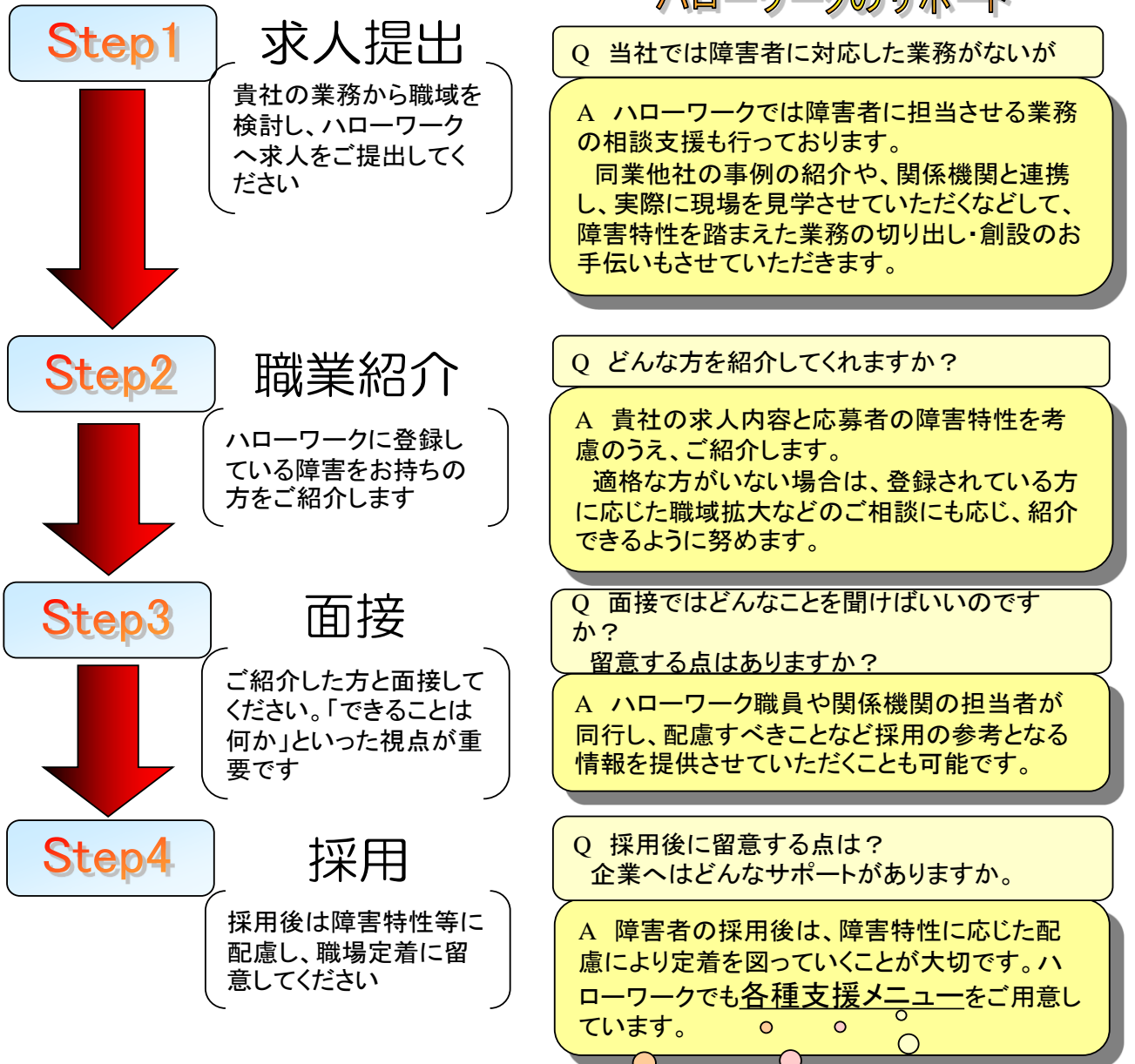
第5表 法定雇用率2.3%が適用される機関の在職状況(障害種別等)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 達成割合	
			A 重度障害者	B 重度障害者である短時間労働者	C 重度障害者以外の障害者	D 重度障害者以外の短時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				
		機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
函館	29年	18	4,750.5	29	5	51	12	120.0	2.53	17	94.4
	28年	18	4,762.0	29	3	47	12	114.0	2.39	16	88.9
北海道	29年	208	66,347.0	470	54	675	60	1,699.0	2.56	198	95.2
	28年	208	66,956.0	473	49	684	62	1,710.0	2.55	187	89.9
全国	29年	2,517	1,713,208.5	10,080	763	20,880	1,670	42,638.0	2.49	2,239	89.0
	28年	2,530	1,706,004.0	9,913	715	20,701	1,615	42,049.5	2.46	2,245	88.7

ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

ハローワークのサポート



常用雇用への不安がある場合は障害者トライアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

雇入れのきっかけづくり

障害者トライアル雇用・障害者短時間トライアル雇用

【障害者トライアル雇用】

障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

(障害者トライアル雇用の場合は、対象者1人当たり月4万円の試行雇用奨励金が支給されます。)

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。

精神障害者、発達障害者が対象です。

対象者1人当たり月2万円が支給されます。

雇入れに活用できる助成金制度

特定求職者雇用開発助成金

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の実績のない企業(常用労働者50人～300人)が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

障害者トライアル雇用奨励金および特定求職者雇用開発助成金との併給も可能です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

就職後の定着への支援

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しております。

関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌に本所、旭川に支所があります